

## 双葉町復興ロゴマーク使用基準

### (目的)

第1 この使用基準は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故(以下「本災害」という。)により被災した双葉町(以下「町」という。)が、町民の団結と協力による本災害からの復興に向けた機運を醸成することなどを目的に作成した双葉町復興ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の基準等を定めるものとする。

### (定義)

第2 ロゴマークとは、以下のものをいう。



### (権限)

第3 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、町に帰属する。

### (使用の基準等)

第4 ロゴマークは、町の復興、支援等の目的、または町を広くPRする目的で使用する場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 町のイメージを傷つけたり、復興の妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合(例:ピンバッジ、ステッカー、シール、Tシャツ、ハンカチ、ストラップ等)  
※町の関連機関団体等が使用する場合は別途定める
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當であると認めた場合

### (使用の届出)

第5 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書(様式第1)を町長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出書（様式第2）を町長に提出しなければならない。

（使用条件・遵守事項）

第6 ロゴマークの使用については、町が提供するデザインの画像データを使用するものとし、別途「双葉町復興ロゴマークカラーマニュアル」に定められた色を正しく使用し、デザインの改変等応用使用しないこと。

2 上記第5により届出のうえ使用した場合は、完成物の写真を提出すること。

（使用改善・取消）

第7 町が、ロゴマークについて、上記第4の基準及び第6の条件を逸脱する使用を発見したときは、町長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、町長は使用の取消を求めることができるものとする。

（使用料等）

第8 使用料は、原則として無償とする。

2 ロゴマークの使用に係る費用については、使用者が負担し、町は一切の負担を負わない。

（その他）

第9 ロゴマークは、復興に向け全力で取り組む町民及び町の復興への想いをのせたシンボルマークとして使用するものであり、町がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

（補則）

第10 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この使用基準は、平成26年4月1日から施行する。